

教育環境の整備充実を求める意見書

次代を担う子ども達の健やかな成長は、わたし達大人の共通の願いである。児童生徒ひとりひとりの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を行い、全国どこに住んでいても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられることが保障されなければならない。

近年、子ども達を取り巻く環境は、著しく変化し、予想を上回るペースで急速に進む少子化や子ども達の多様化などにより教育に対するニーズが多様化・複雑化するとともに、いじめや不登校といった問題が深刻化するなど解決すべき課題が山積しており、その課題解決のためには、教職員が児童生徒にしっかりと向き合える体制を整備することが重要である。

しかしながら、その取組を担う教職員においては、令和4年度教員勤務実態調査によると、長時間労働は一定程度改善がみられるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになり、学校における働き方改革の更なる推進が求められるところである。

また、令和6年8月に中央教育審議会より答申された「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」においては、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、教員業務支援員や部活動指導員等の支援スタッフの配置充実が記述されている。しかしながら、支援スタッフの給与費の2/3は県または市町村負担となっていることから、各自治体の財政事情もあり、地域によってその取組に差が出てきている。

さらに、教職員の定数改善については、小学校における教科担任制の充実に向けた定数改善等が示され、本県においては、小学校1, 2年生は30人を維持しつつ、3年生から6年生については、段階的に35人学級にするとしているところであるが、今後さらにきめ細かい教育活動を進めるためには、計画的・安定的な教職員配置を図ることにより、中学校、高等学校の35人学級編制についても、早期に実現することが必要である。

そこで、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次年度予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

殿